

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（概要）

令和5年12月5日
厚生労働省
健康・生活衛生局
社会・援護局障害保健福祉部

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、改正法の施行に伴う所要の経過措置を設けるもの。

2. 改正の概要

- (1) 改正法第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条等の規定に基づく、障害福祉サービス事業者等の指定に係る市町村から都道府県に対する意見の申出及び当該意見を勘案した都道府県による条件付加について、都道府県の事務を、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理する場合の例外的な取扱いとして、①指定都市等は、障害福祉サービス事業者等の指定に係る意見の申出をしないこととするとともに、②指定都市等は、障害福祉サービス事業者等の指定に当たり、障害福祉計画等との調整を図る見地から自ら必要な条件を付することができることとする。
- (2) 改正法第5条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病に係るデータベース及び改正法第12条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく指定難病に係るデータベースの整備について、児童福祉法第21条の4の10第1項及び難病法第27条の10第1項の規定に基づき、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者及び匿名指定難病関連情報利用者が納める手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者を規定する。
- (3) その他、改正法の施行に伴う所要の改正を行うとともに、障害福祉サービス事業者等の指定に関する経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- ・改正法附則第43条
- ・児童福祉法第21条の4の10第1項及び第2項並びに第59条の4第1項
- ・難病法第27条の10第1項及び第2項
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項及び第252条の22第1項

4. 施行期日等

公布日：令和6年2月（予定）

施行期日：令和6年4月1日